老人保健医療だより

昭和７年９月３０日以前に生まれた人（一定の障害がある人は６５歳以上の人）は、老人保健法の適用により医療給付を受けます。老人医療受給者証の負担区分は、毎年８月に見直します。

1 受給者証の更新

８月から、一部負担金の負担割合に、変更がある人には、新しい受給者証を今月末までに送付します。

○負担割合の変更

10月から、一定以上所得者の自己負担割合が２割から３割に引き上げられます。

2 制度改正に伴う経過措置

○公的年金等控除の見直し、老年者控除の廃止に伴う2年間の経過措置

一定以上所得者と判定された人でも、課税所得１４５万円以上２１３万円未満の人は自己負担限度額が「一般」に据え置かれます。

※該当者には（自己負担限度額「一般」）と表示された受給者証を送付します。

また高齢者複数世帯で収入の合計額が５２０万円以上６２１万円未満、高齢者単身世帯で３８３万円以上４８４万円未満の人は、申請により自己負担限度額が一般となります。

※該当者には案内を送付します。

○住民税非課税措置の廃止に伴う経過措置

新たに所得区分が一般になる世帯員のうち、そのまま非課税者がいる場合、非課税者は所得区分が低所得になります。

3 負担区分の変更申請

課税所得により一定以上所得者と判定された人でも、平成**17**年中の収入の合計額が一定額に満たない場合は、申請すれば１割負担になります。

※該当者には、案内を送付します。

○対象者と対象収入額

同じ世帯に**70**歳以上（平成**18**年８月１日現在）の人と老人医療受給者が、二人以上いる場合は、収入の合計額が５２０万円未満。世帯に老人医療受給者が一人の場合は、収入額が３８３万円未満。

4 入院時食事負担等減額認定証の申請・更新について

入院時に医療機関へ減額認定証を提示すると入院費と食事代が減額になります。

対象　市民税非課税世帯の老人医療受給者。

有効期間　８月１日から来年７月**31**日まで。ただし、申請月の初日から有効になり、申請月以前の食事代などは該当しません。

申請時期　現在、減額認定証の交付を受けている人は、８月末までに申請してください。過去１年以内に**90**日以上入院した人は、入院日数の確認できる領収書、または入院証明書を提示してください。

自己負担限度額

所得区分		定率負担	自己負担限度額（８・９月）（注1） 外来＋入院（世帯単位）	
			外来（個人単位）	
一定以上の所得者世帯		３割（９月までは２割）	40,200円	72,300円＋医療費が361,500円を超えた場合は、その超えた分の１％を加算（４回目以降は40,200円）
一般世帯		１割	12,000円	40,200円
市民税非課税世帯	Ⅱ	１割	8,000円	24,600円
	Ⅰ	１割	8,000円	15,000円

（注１）10月以降の自己負担限度額は、改正が行われる予定です。

○一定以上の所得者世帯
収入から各種控除後の課税所得が145万円以上ある老人医療受給者、または**70**歳以上の人と同一世帯の人

○市民税非課税世帯Ⅱ
世帯主および世帯全員が非課税である世帯の人

○市民税非課税世帯Ⅰ
世帯主および世帯全員が非課税で、かつ収入から必要経費など控除後の所得が全員０円の世帯の人

●問い合わせ先
保険医療課（☎0848(67)6056 FAX0848(64)2130）